

県政 150 周年記念事業実施本部設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 庁内各部局等の連携のもと、県政 150 周年記念事業を実施するため、県政 150 周年記念事業実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 実施本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 県政 150 周年記念事業計画及び実施体制の決定に関すること
- (2) 県政 150 周年記念事業の進行管理に関すること
- (3) その他県政 150 周年記念事業に係る重要事項に関すること

（組織）

第 3 条 実施本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもってこれに充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもってこれに充てる。
- 5 本部員は、別表 1 に掲げる者をもってこれに充てる。

（会議）

第 4 条 実施本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長が必要と認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庁内連絡会議）

第 5 条 実施本部に庁内連絡会議を置く。

- 2 庁内連絡会議は、座長及び構成員をもって組織する。
- 3 座長は、文化スポーツ局次長をもって充てる。
- 4 構成員は、座長が指名する者をもって充てる。
- 5 庁内連絡会議は、次の事項を所掌し、必要の都度開催するものとする。
 - (1) 事業実施における庁内の連携に関すること
 - (2) 事業実施に必要な各種情報の共有に関すること
 - (3) その他、事業実施に必要な調整に関すること

（庁内連絡会議の運営）

第 6 条 庁内連絡会議は、座長が招集する。

- 2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

3 座長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 実施本部の事務局は、文化スポーツ局文化振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、庁内連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が庁内連絡会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月 日から施行する。

別表1 (第3条関係)

本部長 副本部長 本部員	知事 副知事 総務部長 危機管理部長 企画調整部長 生活環境部長 保健福祉部長 商工労働部長 農林水産部長 土木部長 会計管理者兼出納局長 企業局長 風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事 避難地復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交流局長 病院事業管理者 病院局長 教育長 警察本部長 議会事務局長 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長 県北地方振興局長
--------------------	---